

上越市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月9日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
時間外交付に係る手数料及び斎場使用料の徴収
- 2 委託先
名称 特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原
住所又は事務所の所在地 上越市浦川原区釜淵5番地
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで